

り災率判定票(住居)

1 り災年月日 平成 年 月 日

2 住居建築年月 年 月 築 a 年
・ aの年数は、6か月以上切上げ、6か月未満切捨て。

3 り災前の見積価格 A 円
・ 市町村発行の固定資産評価証明書等の評価額(り災時点)を記入。

4 損害額

<算出方法>

○ 住居の耐用年数 b 年
・ 別表1を参考にし、耐用年数を記入。

○ 経年残存価格率 c %
・ 別表2を参考に、aとbから経年残存価格率を求め、その率を記入。

○ 損害部分の修復に要した費用 d 円
・ 修復内容及びその費用の記載された見積書等を添付すること。
・ 費用には消費税を含むこと。

○ 損害額 B 円
・ 「損害額 = d × c」により算出し、Bに記入。
・ 円未満切上げ。

5 残存価格 C 円
・ 「残存価格 = A - B」により算出し、記入。

6 り災率 D %
・ 「り災率 = B / A × 100」により算出し、記入。
・ 小数点以下切捨て。

※A、B、C、Dについては、「り災物件明細書」に転記すること。

別表1 住居の耐用年数(国土交通省「建物移転補償」に準じたもの)

	住居の種別	耐用年数	住居の構造	用途及び概要
木造建築	簡易住居程度	20年	使用目的に最小限対応できる程度のもの、又は臨時に使用する目的で建てたもの。	物置、下屋、工事現場等の建物、その他これらに類するもの。
	公営住宅程度	35年	都道府県又は市町村等が生活困窮者用貸付住宅として建てた程度の建築で、低廉な資材により大量に建築されたもの。	棟続き又は一戸建平屋住宅で、居室が2～3部屋程度の小住宅。
	公庫建築程度	48年	住宅金融公庫において建築資材等が融資対象の基準となる程度のもの。	標準的住宅
	上等の一般建築	60年	住宅金融公庫の基準以上の資材等により建てたもの。	いわゆる注文住宅で、上記区分の上位に属するもの。
	最上等の建築	70年	高級な住宅であるとともに、その一部に特殊な構造、様式等を用いたもの。	諸材料等の大きさが通常使用の程度を著しく超えるもの。又は洋風建築、数奇屋建築、古来の民家建築等の様式を取り入れたもの。
非木造建築	鉄骨造り	55年		
	レンガ・石・コンクリートブロック造り	70年		

別表2 定額法による経年残存価格率表(最終残存価格率 20%)

耐用年数 使用年数	20	35	48	55	60	70
1	0.96	0.98	0.98	0.99	0.99	0.99
2	0.92	0.95	0.97	0.97	0.97	0.98
3	0.88	0.93	0.95	0.96	0.96	0.97
4	0.84	0.91	0.93	0.94	0.95	0.95
5	0.80	0.89	0.92	0.93	0.93	0.94
6	0.76	0.86	0.90	0.91	0.92	0.93
7	0.72	0.84	0.88	0.90	0.91	0.92
8	0.68	0.82	0.87	0.88	0.89	0.91
9	0.64	0.79	0.85	0.87	0.88	0.90
10	0.60	0.77	0.83	0.85	0.87	0.89
11	0.56	0.75	0.82	0.84	0.85	0.87
12	0.52	0.73	0.80	0.83	0.84	0.86
13	0.48	0.70	0.78	0.81	0.83	0.85
14	0.44	0.68	0.77	0.80	0.81	0.84
15	0.40	0.66	0.75	0.78	0.80	0.83
16	0.36	0.63	0.73	0.77	0.79	0.82
17	0.32	0.61	0.72	0.75	0.77	0.81
18	0.28	0.59	0.70	0.74	0.76	0.79
19	0.24	0.57	0.68	0.72	0.75	0.78
20	0.20	0.54	0.67	0.71	0.73	0.77
25		0.43	0.58	0.64	0.67	0.71
30		0.31	0.50	0.56	0.60	0.66
35		0.20	0.42	0.49	0.53	0.60
40			0.33	0.42	0.47	0.54
45			0.25	0.35	0.40	0.49
50			0.20	0.27	0.33	0.43
55				0.20	0.27	0.37
60					0.20	0.31
65						0.26
70						0.20

経年残存価格率=0.8×{(耐用年数－使用年数)／耐用年数} + 0.2